

# 教 育 委 員 会 臨 時 会

日 時：令和2年5月5日（火）

午前10時～

場 所：教育委員会 大会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 小松泰子、貴田太史、西山清和

事務局及び出席者：菅沼参事、川崎教育指導担当課長、富士川社会教育課長  
大滝図書館長、池谷美術館長、櫻井管理係長

高橋教育長 皆さん、おはようございます。お休みの中お集まりいただきまして、ありがとうございます。急遽、開催させていただきました。ただいまの出席者数は4名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和2年湯河原町教育委員会5月臨時会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は、会議規則第35条の規定により、小松委員、貴田委員によりしくお願いいたします。

それでは、非公開とする案件につきまして、お諮りいたします。（2）協議事項 協議第7号 令和2年度5月補正予算（第3号）（案）について、本件につきましては、今後、町長の予算編成を経るということでございますので、ここでは非公開としたいと思います。このことについて、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

案 件

（1）議決事項

議案第9号 専決処分の承認について

高橋教育長 次に、案件に入らせていただきます。（1）議決事項 議案第9号 専決処分の承認についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼参事 議案第9号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第9号 専決処分の承認について 説明)

・湯河原町立小中学校の臨時休業について

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第9号についてお諮りいたします。承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり承認されました。

議案第10号 専決処分の承認について

高橋教育長 次に、議案第10号 専決処分の承認についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼参事 議案第10号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第10号 専決処分の承認について 説明)

・湯河原町立幼稚園の臨時休業について

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第10号についてお諮りいたします。承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり承認されました。

議案第11号 湯河原町立小中学校の臨時休業について

高橋教育長 次に、議案第11号 湯河原町立小中学校の臨時休業について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼参事 議案第11号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第11号 湯河原町立小中学校の臨時休業について 説明)

・神奈川県知事及び神奈川県教育委員会教育長から発出された措置延期の要請通知に

よる

高橋教育長 「5月7日以降の県教育委員会の対応について」ということで、令和2年5月1日現在でホームページに掲載されたものを添付しております。これは5月末まで臨時休業を継続するということと、市町村教育委員会教育長に同様の措置をとるよう要請するということが出ております。これを受けまして、この議案を提出させていただいたものです。

ただし、本日の午後6時に開催されます県の対策会議において、これと異なる意見があれば、変更になる可能性があります。いまのところこういう方向で進んでおります。

菅沼参事 議案の2枚目・3枚目に案ということで、小・中学校長宛てと小・中学校保護者宛ての臨時休業延長のお知らせの文書を付けております。その中にも、県から発出される文書を想定した文面が若干入っております。あくまでも案でございますので、削除する部分もあると思います。学校長宛ての文書については、「なお、臨時休業中にあたっては、児童・生徒の状況の把握や学習課題の配布等を行っていただいているところですが、引き続き、次の文部科学省からの通知による内容等を踏まえ、教職員の感染症予防に十分配慮した上で、可能な限り児童・生徒の健康状態や学習状況を把握していただきますようお願いいたします。」という内容になっております。その下に、3月24日の文書と4月17日の文書の内容が付いております。

このあとの(3)報告事項でさせていただく、①の中の「学校運営上の工夫」のところ、3月24日と4月17日の文書を踏まえて、学校運営上の工夫をしてみようという部分がございますので、この辺の内容を守りつつ、何らかの形で、児童・生徒の健康状態や学習状況を把握してほしいという意味を含めた内容の文書になっております。保護者宛ては、若干緩やかにした文書になっております。

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第11号についてお諮りいたします。議案第11号については決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第12号 湯河原町立幼稚園の臨時休業について

高橋教育長 次に、議案第12号 湯河原町立幼稚園の臨時休業についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼参事 議案第12号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第12号 湯河原町立幼稚園の臨時休業について 説明)

- ・神奈川県知事及び神奈川県教育委員会教育長から発出された措置延期の要請通知による

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第12号についてお諮りいたします。議案第12号については決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第13号 町立湯河原美術館の臨時休館について

高橋教育長 次に、議案第13号 町立湯河原美術館の臨時休館について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

池谷美術館長 議案第13号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第13号 町立湯河原美術館の臨時休館について 説明)

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

西山委員 昨日出された国の指針には、少しこういった部分を緩和したらどうかというものがありました。ただ、どうしても県との兼ね合いもあるということです。もし、県の指針が出た場合には、美術館については、休館の期間が変わる可能性もあるということですね。

池谷美術館長 そうです。

高橋教育長 のちほどご説明させていただきますけど、昨日出された、基本的対処方針の中にそういうことが書いてあります。3密を避けるということで、滞在時間を短くす

るなど、いろいろな工夫をしながら、その対応がとれたときに、順次開館をしていくということになっております。今後、早期に検討していきたいと考えております。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第13号についてお諮りいたします。議案第13号については決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第14号 教科用図書採択方針について

高橋教育長 次に、議案第14号 教科用図書採択方針についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼参事 議案第14号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第14号 教科用図書採択方針について 説明)

- ・令和3年度使用教科用図書の採択にあたり、公正を期し、よりすぐれたものを選定するための教科用図書採択方針を定めるため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第14号についてお諮りいたします。議案第14号については決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました

#### (2) 協議事項

##### 協議第6号 校外体験学習推進事業について

高橋教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第6号 校外体験学習推進事業について、事務局から説明をお願いします。

菅沼参事 協議第6号をお願いいたします。

(資料に基づいて、協議第6号 校外体験学習推進事業について 説明)

・温泉入浴体験の中止

高橋教育長 説明が終わりました。何か質疑等がございますか。

西山委員 妥当な措置じゃないかと思います。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 協議第6号について、お諮りいたします。中止ということで決定してよろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 本案は、原案のとおり中止といたします。

### (3) 報告事項

- ① 新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項に入らせていただきます。① 新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について、事務局から報告をお願いします。

川崎教育指導担当課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、① 新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について 報告)

・身体的距離の確保、分散登校の工夫 等

高橋教育長 報告が終わりました。テレビで昨日あたりに何回も放送されていました。テレビでは工夫して、わかりやすく説明されていたと思いますが、原本の抜粋も添付させていただきました。昨日付で変更された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針です。13ページには蔓延防止について書かれていて、14ページに、イベントの開催制限が出ています。いままで言われておりますように、「クラスターが発生する恐れのあるイベント等、3密の集まりについては、開催の自粛要請を行う」とあります。これは変わっておりません。

次に、施設の使用制限等の中に、15ページですが、使用制限については、都道府県知事が判断するとなっております。たとえば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクを踏まえた上で、人が密集しな

いことなど、感染防止策を講じることなどを前提に開放することが考えられるとあります。屋外公園を閉鎖している場合にも、同様に対応していくことが考えられるということです。感染リスクの防止策を講じて、開放してもいいということです。これは国の緊急事態宣言の関係ですが、県がどのような判断をするか、それは本日わかると思います。それから、入場者の適切な制限等の対応を求めるとなっております。

これにより、湯河原町の図書館、美術館についても、早急に検討していくということです。

次に17ページですが、学校等の取り扱いがあります。18ページには、文部科学省は新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン、それから、5月1日に発出した、新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業にかかる学校運営上の工夫について、これはただいま川崎課長が説明した内容です。これに示されたとおり、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童・生徒等が学ぶことができる環境をつくっていく。都道府県は学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について、速やかに情報共有を行うものとするとあります。

次に厚労省の学童ですが、保育の縮小や臨時休園についての考え方を示す。その際、可能な保護者には登園を控えるようお願いするなど、保育等の提供を縮小して実施すること。医療従事者社会の機能を維持するために、就業を継続することが必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子どもの保育等を確保しつつ、臨時休園することの考え方を示すということで、放課後児童クラブについては変わっていません。

学校についてですが、神奈川県は特定警戒都道府県に入っておりますが、この文言を見ますと、特定警戒都道府県であろうがなかろうが、国では、学校再開へ向けた取り組みも求めているように思えます。県が本日どのような対応をするのか、それによると思いますが、どういう要請が県から来るか。学校においては、すでに校長会等を通じて情報を伝達し、個々の学校において、いま検討している状況です。

国の方では、14日がポイントになるようで、専門家会議のご意見を伺うということです。少しずつ動き出しているかなと思います。それに対応した学校運営、それから、社会教育施設の運営というものもやっていく必要があると思っております。学校は少しずつ再開ということが出ているというのは、やはり子どもたちの健康と学習の遅れについて、バランスをとっていくという時期に来ているのかなと思います。それ

だけに、なかなか判断が難しいという状況です。

川崎教育指導担当課長 学校側が考えていることをご報告いたします。教育委員会としての考えとしては、集まるというのは、まだ、いまの段階では難しいと思います。一斉の登校日は設定しないんですが、学習状況の把握のために、何らかの手立てが必要だというのは、先ほどの文書にもありますので、小・中学校で検討していただいております。小学校では、課題の受け渡しについて、前は家庭に郵送しており、それを回収する機会はいままではありませんでした。今度は郵送ではなく、可能な家庭については、都合のいい時間に学校に取りに来てもらう。学校では十分対策をして、スペースをとり、前の課題を出していただき、新しい課題を渡すというような時間と場所を設定する予定です。それを週1回程度行うことで、子どもたちの学習の把握をし、希望があれば、その場で先生に相談できるようにすることを考えております。

中学校についても、小学校での取り組みを参考にしながら、5月7日職員間で、どのようにするか検討するという事です。電話など、何らかの形で学習の状況を把握するという事です。この1カ月間は緊急事態宣言ということで、できなかった部分がありましたので、何か手立てを考えてやろうとしております。

家庭訪問についてですが、どうしても心配等で学校に来られないということであれば、ご家庭と相談してポストに入れるとか、もし差し支えなければ、家庭訪問もするという事でやっていくということで、この間の校長会で確認しております。

それから、ICTの活用が文書にも示されておりました。家庭において、100%その環境が整っていない、あるいは学校でも、その環境をこれから順次整えていくということですので、現時点では、いまあるホームページをもっと容量を増やし、そこから発信していくということです。あとはブログで先生方のメッセージを発信したり、校長先生からの呼びかけ、学習教材のホームページへの掲載など、できることをやっております。

高橋教育長 いずれにしても、子どもたちとのふれあいは大事ですので、感染予防対策をして、迎えてあげられればいいんですけどね、この1カ月は、そういう形でやっていくということです。何か質疑等はございますか。

小松委員 座席の間隔を空けるにしても、子どもたちが密接するのは目に見えていると思います。そういう中で、幸いなことに、こういった子どもたちの重症化というのは、報道では聞こえてきませんので、徐々に広げていく。ただ、子どもたちが不顕性感染をして、家庭でお年寄りに感染させてしまって、それがすごく数が増えてしまうと、

十分な治療が受けられないということになります。子どもたちだけのことを考えれば、学校再開をやっていくべきなんだろうなと思います。

高橋教育長 ご家庭にお年寄りや持病のある方がいらしたりすると、悪化する可能性があります。文科省でも、富山県の事例が出るまでは、学校ではクラスターは発生していないという見方をしていました。小松委員がおっしゃるように、難しい問題ですよ。

小松委員 実際に、湯河原で感染者が出ています。三十代女性とか四十代男性、この方々にはお子さんはいらっしゃるのでしょうか。

高橋教育長 保健福祉事務所からそういう情報が流れてきてないんです。公表されている範囲内しかわからないです。

小松委員 あとはそのご家庭の方の意識の問題ですよ。子どもは平気だから、出したいというご家庭もあるだろうし、念には念を入れるご家庭もあると思いますね。

高橋教育長 濃厚接触者になったりすると相談したりするんです。

小松委員 町内で感染者が出た施設の件も、当初は保健福祉事務所では、濃厚接触者はいないと判断していたようなんですが、結局感染者がいたんです。

高橋教育長 保健福祉事務所の見解で左右されますよね。PCR検査をやらしてもらえないんですよ。

小松委員 やってもらえないですよ。

高橋教育長 他に何か質疑等はございますか。

西山委員 すでに学校再開に向けて、学校側でも進めているということを伺いまして、とてもいい傾向かなと思っております。学校再開に向けて、シフト制とか3密を避けるための場所の確保など、いろいろ検討していると思いますが、受け入れが始まったときに、いろいろ困ることがあると思います。たとえば、マスクの問題や消毒薬の問題などがあると思いますが、学校側からそういった声はありますか。

菅沼参事 マスクについては、町側に要請をしまして、内諾を得ております。3校で1,000枚程度は、町側で用意することになっております。消毒薬については、相当少なくなってきておりますが、なかなか用意できておりません。国・県が絡み、十分ではないでしょうけど配分してきておりますのは、学童や幼稚園に対してです。希望するところには、1カ月4リットルなど有償です。

西山委員 スーパーなどにも消毒薬が置いてありますが、石鹼で30秒以上洗っても効果があるということですよ。

小松委員 効果は変わらないです。休み時間ごとに手洗いするとか、顔に手を触れないな

ど、きめ細かく指導していくことですよね。

西山委員 足りない部分は、工夫していくしかないと思います。学校現場では、とにかく何かあったら手洗いの励行ですね。それから、元になるのはご家庭の意識だと思えますので、親としては仕事がある、子どもが毎日家にいて大変だということはあるでしょうけど、少しでも体調が悪かったら、子どもの健康の確保をする。それから、学習の遅れを取り戻すためにも、学校に送り出してほしいなと思えますね。

川崎教育指導担当課長 学校内で疑わしい状況が発生した場合、これから学校にそういったときのマニュアルが必要になると思います。もし感染者が保健室に来たら、そこにいた人は全員濃厚接触者になって、保健室は使えなくなったり、養護教諭の先生は最もリスクが高くなりますので、優先的にマスクを使用してもらおうとか、別に部屋を用意しておいて、けが等の子どもは別の部屋で対応するなど、細かく対応する必要があると思います。

高橋教育長 国から示されているものもありますが、そこまで細かくないですね。

小松委員 防護服もなかなか手に入らないので、雨合羽を代用しています。

高橋教育長 医療関係の方は、日々見えない敵と戦って、ご苦労されていますよね。

小松委員 感染者もだらだらと続くと思われますので、こういうことをずっと続けなければならぬですね。

高橋教育長 ワクチンができれば、だいぶ違いますよね。コロナとの共存とも言われ始めていますよね。

小松委員 溺れているような感じだそうですね。

高橋教育長 軽症の部類でも、かなり辛いようですね。

小松委員 高熱も続くようですね。それと、肺炎を起こしていても、自覚症状がないようです。肺の末梢の方から中心に向けて広がってくるようなので、末梢のところではあまり症状が出ないようです。それと、単純なレントゲンでは映らなくて、CTを撮らないとわからないんです。

高橋教育長 他に何かございますか。教育委員会もそうですが、学校でもいろいろ工夫しなければいけないし、苦労もあるし、緊張もあります。大事な子どもたちに感染させてはいけませんから。

小松委員 先ほど小1、小6、中3優先というのがありましたが、まず中3を第一に考えていただきたいと思います。もうオンライン学習している地域もありますので。

高橋教育長 国のガイドラインを出していただいたので、再開されてもこういう形でやっ

ていくんでしょうけど、夏休みの短縮などの場合は、また皆さんに集まっていただきます。

菅沼参事 夏休みに授業をやる場合には、長期休業の期間が違ってきますので、集まっていただかなければならないです。

高橋教育長 他に何かございますか。

貴田委員 学校が再開されるということについては、先生方にもいろいろ動いていただくということで、ありがたいなと思っております。ただ、水を差すようですが、当然、感染リスクはあるはずで、感染することは当然あるということで、何か考えておいていただきたいと思えます。先回りをしていただきたいと思えます。

高橋教育長 厚労省や文科省が出している、基本的なガイドラインはあります。

川崎教育指導担当課長 万が一、学校で感染者が出た場合、迅速に対応ができるように、準備しておかないといけないと思っております。

高橋教育長 基本的には発熱などでしょうが、無症状というのは発熱しないということですよ。

小松委員 健康な人と同じです。

高橋教育長 富山県のケースがそうですね。あれは親から感染したんですよ。それで先生が発熱したんです。

川崎教育指導担当課長 気付かないで、治ってしまうこともあるんですよ。

小松委員 神戸では、3%が知らないうちに感染していたようですね。

高橋教育長 他に何かございますか。

小松委員 いろいろな自治体で、普段の給食費代を、準要保護世帯に昼食代として支給したりしています。小田原市では、ひとり親世帯で児童扶養手当を受けている家庭には5万円の補助、逗子市や綾瀬市は3万円など、貧困が考えられる家庭には支援をしているようです。湯河原町の場合、こども支援課に相談などは来ているんでしょうか。あとは社協とか。

高橋教育長 社協の場合は、貧困家庭だけでなく、解雇などで生活が苦しくなった人などの相談もあります。

小松委員 そういう状況を、教育委員会として知ることはできるんですか。

高橋教育長 個人情報関係もありますので。小松委員が前回もおっしゃっていましたが、給食費のことです。要保護・準要保護世帯には、給食が出ていないから、支給しないんですが、それを支給する方法というのは検討した方がいいんじゃないでしょうか。

菅沼参事 検討して、変えればいいです。

高橋教育長 要保護はいいんですよね。

菅沼参事 町からは出てないです。

高橋教育長 検討する余地はあります。他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

② 要望に対する回答について

高橋教育長 次に、② 要望に対する回答について、これはもうすでに前回ご審議いただいた内容です。

菅沼参事 前段の挨拶分のところを削っただけで、あとは変わっておりません。5月1日付で回答しております。

(4) その他

高橋教育長 それでは、次回開催日程ですが、5月定例会は18日(月)午後1時30分から、6月定例会は6月26日(金)午後1時30分から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

その他、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 以上で、本日の秘密会を除く案件は、すべて終了いたしました。

※ ここから秘密会